

横浜市下水道条例施行規則の一部改正について（概要）

1 趣旨

平成 24 年 5 月に下水道法施行令が改正され、公共下水道に排除される下水の水質の基準に 1,4-ジオキサンが追加されたことにもない、当該物質の水質の測定回数を規定するため、横浜市下水道条例施行規則を改正します。

2 内容

特定施設の設置者は、水質基準の遵守を確認するなどのため、下水道法の規定により、その排除する下水の水質について測定義務があります。その測定回数は、下水道法施行規則で一応の規定がされておりますが、公共下水道管理者が実情に応じて別の定めをすることができ、本市では横浜市下水道条例施行規則において規定しております。

1,4-ジオキサンについては、次の事項を総合的に考慮して、同様な性質をもつトリクロロエチレンなどと同等にします。

- (1) 終末処理場で処理が困難であること
- (2) 1,4-ジオキサンが常温で液体であること
- (3) 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する有害物質であること
- (4) 測定方法がパージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法などであること
- (5) 下水道法が現行の水質規制制度となった昭和 52 年以降に新たに規制対象物質となったこと